

特別養護老人ホーム百里サンハウス【長期入所】利用料金

(1ヶ月30日計算の目安・介護保険負担割合1割の場合) 令和6年6月～7月

【事業所番号】0873100317

従来型(多床室)		
要介護1	1段階	0円
	2段階	43,416円
	3段階①	51,216円
	3段階②	72,516円
	非該当	89,616円

【事業所番号】0875600314

ユニット(個室)		
要介護1	1段階	
	2段階	62,057円
	3段階①	84,557円
	3段階②	105,857円
	非該当	129,287円

要介護2	1段階	0円
	2段階	45,772円
	3段階①	53,572円
	3段階②	74,872円
	非該当	91,972円

要介護2	1段階	
	2段階	64,421円
	3段階①	86,921円
	3段階②	108,221円
	非該当	131,651円

要介護3	1段階	0円
	2段階	48,230円
	3段階①	56,030円
	3段階②	77,330円
	非該当	94,430円

要介護3	1段階	
	2段階	66,955円
	3段階①	89,455円
	3段階②	110,755円
	非該当	134,185円

要介護4	1段階	0円
	2段階	50,586円
	3段階①	56,030円
	3段階②	79,686円
	非該当	96,786円

要介護4	1段階	
	2段階	69,353円
	3段階①	91,853円
	3段階②	113,153円
	非該当	136,583円

要介護5	1段階	0円
	2段階	52,908円
	3段階①	60,708円
	3段階②	82,008円
	非該当	99,108円

要介護5	1段階	
	2段階	71,684円
	3段階①	94,184円
	3段階②	115,484円
	非該当	138,914円

※上記にある1段階～非該当は介護保険負担限度額認定の負担割合になります。

※上記料金は居室・食事代と介護保険に関わる利用料金との1ヶ月の目安となります。

※介護保険に関わる料金は介護保険の改正やご本人の状況やご家族の希望などで加算が変わることにより料金変動します。

特別養護老人ホーム百里サンハウス【長期入所】料金詳細

従来型・多床室 (2人・4人部屋)

※介護保険負担割合1割の場合

令和6年6月～7月

要介護度		1日あたり(介護保険報酬内訳)					
		基本単位 ※1	看護体制 加算Ⅰ(口) ※2	サービス 提供体制 加算Ⅲ ※3	個別機能 訓練加算 ※4	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ ※6	自己負担額 (目安)
利用料金	要介護1	589	4	6	12	83.1	694
	要介護2	659	4	6	12	92.6	774
	要介護3	732	4	6	12	102.5	857
	要介護4	802	4	6	12	112.1	936
	要介護5	871	4	6	12	121.4	1014

(少数点以下四捨五入)

1ヶ月の介護保険適用時の自己負担額の目安(30日換算)...①	
要介護1	20,566円
要介護2	22,922円
要介護3	25,380円
要介護4	27,736円
要介護5	30,058円

居住費と食費の目安...②			
介護保険負担限度額 ※10	居住費	食費	1ヶ月(30日)
第1段階	0円 / 日	0円 / 日	0円
第2段階	370円 / 日	390円 / 日	22,800円
第3段階①	370円 / 日	650円 / 日	30,600円
第3段階②	370円 / 日	1,360円 / 日	51,900円
非該当	855円 / 日	1,445円 / 日	69,000円

※介護保険負担限度額非該当の食費内訳 【朝食代 / 310円】 【昼食代 / 654円】 【夕食代 / 481円】

ユニット(個室)

※介護保険負担割合1割の場合

要介護度		1日あたり(介護保険報酬内訳)						
		基本単位 ※1	看護体制 加算Ⅰ(イ) ※2	日常生活 継続支援 加算Ⅱ ※9	夜間職員 配置加算 ※4	個別機能 訓練加算 ※5	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ ※6	自己負担額 (目安)
利用料金	要介護1	670	6	46	27	12	60.9	822
	要介護2	740	6	46	27	12	66.7	898
	要介護3	815	6	46	27	12	73.0	979
	要介護4	886	6	46	27	12	78.9	1056
	要介護5	955	6	46	27	12	84.6	1131

(少数点以下四捨五入)

1ヶ月の介護保険適用時の自己負担額の目安(30日換算)...①	
要介護1	25,707円
要介護2	28,071円
要介護3	30,605円
要介護4	33,003円
要介護5	35,334円

居住費と食費の目安...②			
介護保険負担限度額 ※10	居住費	食費	1ヶ月(30日)
第1段階	820円 / 日	300円 / 日	33,600円
第2段階	820円 / 日	390円 / 日	36,300円
第3段階①	1,310円 / 日	650円 / 日	58,800円
第3段階②	1,310円 / 日	1,360円 / 日	80,100円
非該当	2,006円 / 日	1,445円 / 日	103,530円

※介護保険負担限度額非該当の食費内訳 【朝食代 / 310円】 【昼食代 / 654円】 【夕食代 / 481円】

該当する介護度の自己負担額(①)と該当する負担限度額の居住費・食費(②)の1ヶ月換算の合計が1ヶ月の利用料の目安になります。

次の事項に該当する場合にお支払いいただくもの(加算・1割負担の場合)

初期加算	1日につき 30円(単位) 新規入所及び長期入院をして退院された場合に加算(30日を限度)
安全対策体制加算	入所時、1回のみ 月に20円(単位) 外部研修を受けた担当者を配置。事故の発生・事故の再発を予防する体制を確保している場合に加算
療養食加算	1回(1食)につき 6円(単位) 入居者の疾病等に合わせ、医師の指示に基づき療養食を提供した場合に加算
外泊時費用	1日につき 246円(単位) (1ヶ月に6日間を限度、月をまたぐ場合には12日を限度) 入院または外泊された場合にお支払いいただく加算(なお、加算期間中の居住費についてもご負担いただきます。)
科学的介護推進体制加算	1ヶ月につき 50円(単位) 厚生労働省へ情報を提供し、そのフィードバックをいかしていく体制を整えている場合
看取り介護加算 I	○死亡日45日前～31日前 72単位/日 ○4日前～30日前 144円(単位)/日 ○前日及び前々日 680円(単位)/日 ○死亡日 1280円(単位)/日 医師が終末期であると判断した方に対して、ご本人または家族の同意の元に看取り介護を行った場合に加算

ご本人・ご家族の希望で利用可能なサービスの利用料金

貴重品管理	1日につき 70円 預金通帳・現金を管理。税金等の支払い業務を代行させていただいた場合
おやつ	1日の目安 100円～200円程度
散髪・理容	○カット 1,100円 ○カラー 2,200円 ○パーマ 5,000円 ○バットカット 3,330円 ○ひげ、顔のお手入れ 1,650円 第2・第4金曜日に散髪業者が来園(変更あり)
移送サービス	1回のご利用につき 1キロメートル当たり 50円 通院や入院及び外出時の送迎 (基本的にはご家族対応をお願い致します。協力医療機関への送迎は無料)
外出・通院時などの付添	1時間まで 500円 (1時間以降は、1時間ごとに500円を加算・送迎のみでも職員の対応時間分の料金発生) 外出先での付添(基本的にはご家族対応をお願い致します。協力医療機関への付添は無料)
電気代	1つの機器につき1日20円 個人使用の電気製品を持ち込んで使用する場合
買い物代行	1回につき 100円 ご本人の希望により買い物を代行させていただいた場合
電話料金	1分ごとに 50円 施設の備え付け電話機を使用した場合(公衆電話を除く)
複写物の交付	1枚につき 10円

施設提供サービス

日用品	歯ブラシ・歯磨き粉・入歯洗浄剤・ボディソープ・シャンプー・バスタオル・タオル・おしぼり 口腔ケア用品は同月で2個目を使用の際は請求が発生します。 施設でご用意するメーカー以外を希望される場合は個人購入をお願いいたします。)
おむつ	紙おむつ・紙パンツ・尿とりパット 施設で提供させていただくもの以外を希望される場合は個人購入をお願いいたします。
衣類の洗濯	日常着の洗濯(施設で洗うことができる物のみ)
その他	ベット・一般型車椅子・歩行器・ポータブルトイレ等の介護機器等

協力医療機関関連の料金	【鬼沢ファミリークリニック】受診時の送迎代はかかりません。(入院施設はありません) 【国府歯科(石岡市)】訪問歯科(医療費・必要に応じて実費のみ。施設での診察が可能) 【新堀歯科医院(銚田市)】送迎代がかかります(施設基準の料金)
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1	介護度別の基本単位	
※2	看護体制加算(I)イとは、入所定員が30名以上50名以下で常勤の看護師を1名以上配置していること 看護体制加算(I)ロとは、入所定員が51名以上で常勤の看護師を1名以上配置していること	
※3	サービス提供体制強化加算(I)とは、サービス提供する職員のうち10年以上勤務する介護福祉士の占める割合が100分の35以上であることをいいます。 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)とは、サービス提供する職員のうち勤続年数7年以上の占める割合が100分の30以上であることをいいます。	
※4	夜間の職員の配置を人員基準より多く配置していることにより算定(見守り機器の導入含む)	
※5	機能訓練指導員を配置し、機能訓練計画を立て実施した場合	
※6	介護保険1割(2割・3割)負担分の料金の13.6%を乗じた単位を加算	
※7	介護保険1割(2割・3割)負担分の料金の14%を乗じた単位を加算	
※9	新規入所者のうち、要介護度4・5の方が70%以上 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者に対して6:1以上	
※10	介護保険負担限度額認定とは各市区町村の介護保険の窓口で申請可能。 所得に応じて食事代・居住費の減額が受けることが出来る制度になります。	
	第1段階	世帯全体が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者、生活保護受給者 預貯金額・有価証券等の合計が1,000万円以下(夫婦は合計2,000万円以下)
	第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人 預貯金額・有価証券等の合計が650万円以下(夫婦は合計1,650万円以下)
	第3段階①	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円～120万円以下の人 預貯金額・有価証券等の合計が550万円以下(夫婦は合計1,550万円以下)
	第3段階②	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人 預貯金額・有価証券等の合計が500万円以下(夫婦は合計1,550万円以下)
	配偶者の状況を含み、世帯分離していても勘案されます。	